

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

●保険証(被保険者証)を更新します「保険証は1人に1枚交付されます」

《7月31日まで・うすい紫色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和2年7月31日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限	
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇 令和2年7月31日
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎 性別 男
生年月日	昭和 〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	令和 〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	令和 〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	令和 元年 8月 1日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合 <input type="checkbox"/>

《8月1日から・うすい青色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和3年7月31日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限	
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇 令和3年7月31日
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎 性別 男
生年月日	昭和 〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	令和 〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	令和 〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	令和 2年 8月 1日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合 <input type="checkbox"/>

後期高齢者医療の保険証は池田町に住所を有する75歳以上の方と、一定の障がいがある65歳から74歳の方で広域連合の認定を受けた方に交付されます。現在の保険証の有効期限は令和2年7月31日ですので、8月1日からは7月中にお送りする新しい保険証をご使用ください。新しい保険証はうすい青色に変わります。古い保険証を処分される時は、住所や氏名が見えないよう裁断するなど、十分注意してください。

●令和2・3年度の保険料率の改定について

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療給付費の動向や制度改正を踏まえ、2年ごとに見直しを行います。令和2年度および令和3年度の保険料率は次のとおりです。

	令和2・3年度	平成30・31(令和元)年度	増減
均等割額	44,411円	41,214円	+3,197円
所得割率	8.55%	7.75%	+0.8ポイント
賦課限度額	64万円	62万円	+2万円

保険料率が上昇する要因としては、医療費の増加や後期高齢者負担率(国が決定する医療給付費に占める高齢者の保険料負担の割合)の上昇が考えられます。また、1人当たりの保険料増加には保険料均等割額の軽減特例の見直しの影響も含まれます。「保険料軽減措置の見直しについて」をご覧ください。

●令和2年度の保険料について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、令和2年度の保険料は平成31(令和元)年分の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療の被保険者になられた方に対して、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますのでご確認ください。

【保険料額について】

令和2年度の保険料額は以下のア、イの合計額になります。

- ア：均等割額(被保険者1人あたり44,411円)
- イ：所得割額(※被保険者の所得×所得割率8.55%) ※総所得金額等-33万円(基礎控除額)

●保険料の軽減措置の見直しについて

①保険料の均等割額軽減特例の段階的な見直し

保険料均等割の軽減措置は、当面の暫定措置として特例的に実施されてきましたが、世代間の負担の公平を図る観点なども踏まえ、制度本来の仕組みに戻すこととされてきました。平成31(令和元)年度から段階的に本来の軽減への見直しが行われています。

令和2年度は次のとおりとなります。医療保険を将来にわたり安心できる制度にする見直しであるため、ご理解をお願いします。